

仕 様 書

この仕様書は、令和7年度鳥獣対策大規模侵入防止柵設置業務委託について必要な事項を定めることを目的とする。

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 件 名 | 令和7年度鳥獣対策大規模侵入防止柵設置業務委託 |
| 2 | 施 工 計 画 | 当該事業は、本年度約3,000mの設置を行う予定である。現場の状況などにより距離に変動がある場合には両者協議のうえ決定するものとする。 |
| 3 | 納 期 | 令和8年3月31日（火）まで |
| 4 | 納 品 場 所 | 南相馬市原町区中太田地区、原町区上太田地区、鹿島区上栃窪地区、鹿島区櫓原地区 |
| 5 | 規 格 | 別表「規格一覧表」のとおり
資材等については、規格一覧に表示した品質と同等品以上の資材を納品すること。 |
| 6 | 納 品 費 用 | 資材の納品等に係る経費は、納品業者が負担するものとする。 |
| 7 | 業 務 内 容 | 大規模侵入防止柵の設置を受託業者が行う。
また、受託業者は、購入資材の納品にあたり、その設置方法及び取扱い方法について、市担当者に説明をすること。なお、柵の設置にあたり、受託業者は、市担当者等に柵管理に関し必要な指導等を行うこと。 |
| 8 | 資材の補償等 | 業者は、資材の納品後1年以内に天災による資材の毀損、市の管理上の過失に起因する資材の毀損及び鳥獣等により発生した資材の毀損の以外の資材の毀損等について補償し、代替えの資材を納品し、毀損した資材を回収の上、適法に処分すること。 |
| 9 | 環境への配慮 | 南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。 |
| 10 | 完 了 報 告 | 業者は当該業務の完了後、下記の書類を添え速やかに完了報告を提出するものとする。
(1) 施工図面
(2) 施工前 ～ 施工後の写真 |
| 11 | そ の 他 | 本仕様書に定めのないことについては、両者協議のうえ決定するものとする。 |

- 1 2 個人情報の取り扱い 本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う際は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別表

規格一覧表

資 材	項 目	仕 様	数量	単位
(1) 結線格子型金網	高さ	約2,000mm 地上高約1,600mm	320	巻
	網目	縦130mm×横80mm程度		
	長さ	10m(ロール状金網に限る)		
	線径	φ2.5mm(結線はφ2.3mm)		
	表面処理	亜鉛めっき鉄線 JIS-G3547 亜鉛付着量185 g/㎡以上		
	特記	主部材である金網(めっき線・加工)は日本国内生産品に限る(輸入品は同等品と認めない)		
(2) 本支柱	長さ	2,700mm	1,400	本
	板厚	t = 1.4mm		
	材質 表面処理	高耐食溶融めっき鋼板 (亜鉛、6%アルミニウム、3%マグネシウム合金めっき鋼板) JIS G 3323 めっき付着量 両面3点平均付着両 275 g/㎡以上		
	特記	主部材である支柱(めっき鋼板・加工)は日本国内生産品に限る(輸入品は同等品と認めない)		
(3) 控用支柱・ネカセ	長さ	2,000mm・687mm	700	本
	板厚	t = 1.4mm		
	材質 表面処理	高耐食溶融めっき鋼板(以下、ZAMと表記) (亜鉛、6%アルミニウム、3%マグネシウム合金めっき鋼板) JIS G 3323 めっき付着量 両面3点平均付着両 275 g/㎡以上		
	特記	主部材である支柱(めっき鋼板・加工)は日本国内生産品に限る(輸入品は同等品と認めない)		
(4) 控支柱固定用資材	備考	支柱と控用支柱がしっかり固定できるもの	500	組
(5) 羽付きアンカーピン	長さ	約440mm(φ9.0mm)	3,800	本
(6) フェンスガイシ	備考	フェンスと電気柵支柱をしっかりと固定できるもの	600	個
(7) 止金具	表面処理	ネジ部(ラスパート処理)座金等(溶融亜鉛めっき)	6,800	組
	備考	支柱1本に5カ所		
(8) 電気柵線	サイズ	線径約2mm	10	巻
	長さ	500m		
(9) 電気柵線用支柱	備考	フック部一体成型で柵線3段張に対応できるもの	1,200	本
(10) 電気柵本体 (※付属品含む)	延長距離	柵線3段張りで1,000m以上	7	基
	供給電源	ソーラーパネル		
	設置用具	アンカー、チェーン、鍵		
(11) 門扉①	資材名称等	簡易型門扉	14	基
	幅	約1,000mm		
	高さ	約2,000mm		
	扉	片開き		
	材質 表面処理 規格	・門扉用金網 1.0m×1.9m×4mm・5mm(縦線両側) 亜鉛めっき鉄線(H) JIS G3547 亜鉛めっき付着量 245 g/㎡以上		
		・門扉ZAM 角本支柱50×50×2500以上 鋼管 JIS G3466 STKR400 めっき付着量(片面) 145 g/㎡以上 ・門扉ZAM C型控支柱 40×25×2500 JIS G3323 めっき付着量(片面) 145 g/㎡以上 ・門扉ZAM C型ネカセ 40×25×687 JIS G3323 めっき付着量(片面) 145 g/㎡以上 ・門扉Uボルト ボルトG3507 当て板G3141SPCC 亜鉛めっき付着量 200 g/㎡以上 ・門扉部品 錠前・当て板 軟鋼板及び鋼帯 JIS G3141 SPCC 亜鉛めっき付着量 200 g/㎡以上 ・四つ穴プレート 40×140×3.2 冷間鋼板 JIS G3141 SPCC 亜鉛めっき付着量 200 g/㎡以上 ・止金具 冷間鋼板 JIS G3141 SPCC 亜鉛めっき付着量 200 g/㎡以上		

資 材	項 目	仕 様	数量	単位
(12) 門扉②	資材名称等	簡易型門扉	3	基
	幅	約2,000mm		
	高さ	約2,000mm		
	扉	両開き		
	材質 表面処理 規格	・ 門扉用金網 1.0m×1.9m×4mm・5mm(縦線両側) 亜鉛めっき鉄線(H) JIS G3547 亜鉛めっき付着量 245 g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM 角本支柱50×50×2500以上 鋼管JIS G3466 STKR400 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM C型控支柱 40×25×2500 JIS G3323 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM C型ネカセ 40×25×687 JIS G3323 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
		・ 門扉Uボルト ボルトG3507 当て板G3141SPCC 亜鉛めっき付着量 200g/㎡以上		
(13) 門扉③	資材名称等	簡易型門扉	-	基
	幅	約2,500mm		
	高さ	約2,000mm		
	扉	両開き		
	材質 表面処理 規格	・ 門扉用金網 1.0m×1.9m×4mm・5mm(縦線両側) 亜鉛めっき鉄線(H) JIS G3547 亜鉛めっき付着量 245 g/㎡以上		
		・ 門扉用金網 1.5m×1.9m×4mm・5mm (縦線両側) 亜鉛めっき鉄線(H) JIS G3547 亜鉛めっき付着量 245 g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM 角本支柱50×50×2500以上 鋼管JIS G3466 STKR400 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM C型控支柱 40×25×2500 JIS G3323 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM C型ネカセ 40×25×687 JIS G3323 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
(14) 門扉④	資材名称等	簡易型門扉	5	基
	幅	約3,000mm		
	高さ	約2,000mm		
	扉	両開き		
	材質 表面処理 規格	・ 門扉用金網 1.5m×1.9m×4mm・5mm(縦線両側) 亜鉛めっき鉄線(H) JIS G3547 亜鉛めっき付着量 245 g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM 角本支柱50×50×2500以上 鋼管JIS G3466 STKR400 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM C型控支柱 40×25×2500 JIS G3323 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
		・ 門扉ZAM C型ネカセ 40×25×687 JIS G3323 めっき付着量(片面) 145g/㎡以上		
		・ 門扉Uボルト ボルトG3507 当て板G3141SPCC 亜鉛めっき付着量 200g/㎡以上		
(15) 補強用針金	表面処理	亜鉛めっき鉄線 JIS-G3547 亜鉛付着量155g/㎡以上	18	巻
	線径	φ2.0mm		
(16) 出入口用ゲート	備考	出入り口開閉用脱着接続フックであること。	50	個
(17) 電気柵支柱	規格	31mm径程度×2500mm程度※ガイシー体成型、上下分割式であること	1,200	本
(18) 渡り線用クリップ	長さ	90cm(耐圧20,000V程度)	5	個
	長さ	50m		
(19) 埋設コード	規格	7mm程度×50m程度 (耐圧15,000V程度)	1	巻
(20) 柵設置	設置料	3,000m	3,000	m

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の秘密保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の制限)

第3 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報を複写及び複製をしてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除の措置及び損害賠償)

第8 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

注1 「甲」は委託者を「乙」は受託者を指す。